

佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付要綱

制定：平成 29 年 5 月 22 日付け林業第 241 号

改正：平成 30 年 6 月 29 日付け林業第 627 号

改正：令和元年 5 月 14 日付け林業第 296 号

改正：令和 3 年 3 月 31 日付け林業第 2227 号

改正：令和 4 年 4 月 1 日付け林業第 119 号

改正：令和 5 年 5 月 8 日付け林業第 79 号

改正：令和 6 年 5 月 24 日付け林業第 483 号

(趣 旨)

第 1 条 知事は、県産木材の利用拡大を図るため、県産乾燥木材の生産コスト縮減、県産木材の安定供給に向けた取り組み及び県産木材を利用した住宅の建築等の P R 活動を行なおうとする別表 1 の 1 ～ 2 に掲げる事業主体(以下「補助事業者」という。)が行う事業に要する経費並びに、別表 1 の 3 に掲げる事業主体(以下「間接補助事業者」という。)が行う事業に要する経費に対して、一般社団法人佐賀県木材協会（以下「補助事業者」という。）が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者及び間接補助事業者)

第 2 条 この要綱に基づく補助金の補助事業者及び間接補助事業者は、県産木材を生産・加工・消費する者により組織された団体及び県産木材を生産・加工・消費する者等であって、県内に主たる事業所を有するものとする。

2 前項の補助事業者及び間接補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第 1 項の補助事業者及び間接補助事業者は、前項の (2) から (7) までは掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付決定までの標準的な期間)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は様式第1号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。
- 3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として2人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一業者との随意契約については次に掲げる場合とし、その理由を事前何等で明らかにしたうえで、契約すること。
 - ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。
 - イ 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物（以下「帳簿等」という。）を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、当該取得財産等の処分制限期間中、帳簿等に加え、様式第8号の財産管理台帳その他関係書類又は物件を整備保管しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付

の目的に従って使用し、その効率的な運営を図ること。

- (8) 規則第 22 条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (9) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、同項(1)から(8)までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、同項(2)から(8)及び佐賀県ローカル発注促進要領中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「一般社団法人佐賀県木材協会」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第 8 条第 2 項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して、間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ウ 間接補助事業者が、第 2 条の規定に該当することが判明したときは、前項イの規定を準用することがあること。

エ 第10条の規定に準じた財産処分の制限を付すること。

- (10) 補助事業者は、間接補助事業者に付した条件により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (11) 補助事業者は、間接補助事業者が同項 (9) により付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければならない。
- 2 前項(2)の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第 6 条 補助事業者及び間接補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 補助事業者及び間接補助事業者が第 2 条第 2 項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 前 2 項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(状況報告)

第 7 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事から報告を求められた場合は、速やかに事業遂行状況報告書を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第 3 号のとおりとし、その提出部数は 1 部とする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 12 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、様式第 4 号のとおりとする。

- 2 規則第 12 条第 1 項後段に規定する実績報告書は、様式第 5 号のとおりとする。
- 3 間接補助事業者における実績報告書の提出に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。ただし、出来高確認において現地確認を行った場合は、この限りではない。
- 4 第 4 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第 4 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第 9 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 6 第 1 項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 30 日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日（第 9 条第 1 項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の 4 月 30 日）のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。
- 7 第 2 項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日とし、その提出部数は 1 部とする。

（補助金の交付）

第 9 条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。ただし、出来高確認を行う際、出来高確認者は原則として現地確認を行うものとする。なお、概算払による補助金の支出に当たっては、補助事業の進捗度合、補助事業者等の当該補助事業に要する経費の支出状況等を確認するものとする。

- 2 規則第 15 条に規定する補助金交付請求書は、様式第 6 号及び第 7 号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第 10 条 規則第 22 条第 2 号に規定する財産は、それぞれ 1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 22 条ただし書きの規定による財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とする。

（書類の経由）

第 11 条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、さがの木天然乾燥木材生産支援事業を除き、所轄農林事務所を経由しなければならない。ただし、第 4 条第 1 項に定める補助金交付申請書、第 5 条第 2 項に定める補助金変更承認申請書及び第 9 条に定める補助金交付請求書のうち精算払いによるものについては、経由しないものとする。

附則

この要綱は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1

区 分	事業主体	補助対象経費	補助率	重要な変更
1 さがの木施設整備支援事業	木材の生産・加工流通業者（「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」に基づき、登録された者（国庫補助事業等の補助要件に該当しない事業者が対象））	1 事業費 別表2に掲げる事業を行うのに要する経費。	・ 3分の1以内	補助金額の変更
2 さがの木でつながる家づくり応援事業	佐賀県産木材地産地消の応援団及び木材の生産・加工流通業者（「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」に基づき登録された者）で組織する団体	1 事業費 補助事業者が県産木材を使用した木造住宅等を施主等に対しPRする活動等に要する経費。 ・ 使用料及び賃借料（器・機材借上料等） ・ 需用費（印刷費・消耗品費等） ・ 役務費（通信運搬費、普及宣伝費等） ・ 委託料（会場設営費等）等	・ 定額（300千円以内／団体） （ただし、補助金は定額単価と実際に事業に要した経費を比較して低い額とする。）	補助金額の変更
3 さがの木天然乾燥木材生産支援事業	木材の生産・加工流通業者（「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」に基づき登録された者）	1 事業費 間接補助事業者が木材の天然乾燥に要する経費に対し、補助事業者が補助を行う経費。 また、総事業費は間接補助事業者が上記の事業を行うのに要する経費とする。	・ 定額（木材天然乾燥経費として生産量に1,000円／m ³ を乗じた額） （ただし、補助金は定額単価と実際に事業に要した経費を比較して低い額とする。）	補助金額の変更及び区分の欄の3～4に係る経費のそれぞれの相互の流用
4 推進事務	一般社団法人 佐賀県木材協会	上記3に関する補助金の交付決定・確定審査・支払等を行うために要する経費 ・ 人件費 ・ 旅費 ・ 需用費（印刷費・消耗品等） ・ 役務費（通信費等） ・ その他必要となる経費	・ 定額（10/10以内）	

別表 2

区分	事業種目	工種又は区分	呼称単位	
さかの木施設整備支援事業	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギャングリッパー 上記機械装置で省人化・省力化（以下「省力化等」という。）に資するもの その他	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 箇所	台 台 台 台 台 式 式 式 式 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² 台 台 台 — —
		木材加工施設装置		—
		(注)木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 上記機械装置で省力化等に資するもの その他		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 — —
		木材材質高度化施設装置		基式 m ² m ² m ² — —
		木材処理加工用機械		台 台 台 台 m ² — —
		品質向上・物流拠点施設装置		基式 台 台 台 台 台 台 m ² m ² m ² — —
		木材集出荷用機械		台 台 台 台 台 m ² — —

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付申請書
区分：

令和 年度において、下記のとおり佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業を実施したいので、令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金金
円を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県ふる郷の木づかいプロジェク
ト事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 . . . 別紙 1 のとおり
- 3 事業の成果
- 4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 5 収支予算 . . . 別紙 1 のとおり
- 6 その他
添付資料 . . . 一般社団法人佐賀県木材協会の補助金交付要綱、実施要
領のふる郷の木づかいプロジェクト事業計画書等

(別紙1)

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

区 分	事業主体	事 業 内 容

(2) 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業主体	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)	負担区分			備考
				補助金 (A)	木材協会費 (B)	その他 (C)	
計							

2 収支予算(収支精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
補助金					
木材協会費					
その他					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	事業主体	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
				増	減	
計						

- (注) 1 1の(1)の「事業内容」の欄には、工種や施設名と併せて、事業量を具体的に記載すること。
- 2 1の(2)については、別表1の区分を記載すること。
- 3 1の(2)の事業費については、補助事業者が事業に要する(又は要した)経費と間接補助事業者が事業に要する(又は要した)経費を記載すること。
- 4 2の(2)について補助事業者の場合は、補助対象経費を区分欄に記載、間接補助事業者の場合は、事業区分を事業主体ごとに記載すること。
- 5 事業主体の欄については、間接補助事業者の場合のみ記載すること。

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業事業費補助金変更承認申請書
区分：

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった
令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金について、下記に記載
した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、佐賀県補助金交付規則
及び佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付要綱の規定により、関係
書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 . . . 別紙1のとおり
- 3 変更の理由
- 4 変更の概要
- 5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 6 収支予算 . . . 別紙1のとおり

(注)

- 1 別紙1については、補助金交付申請書（様式第1号）に準じて作成し、変更前と変更後が比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。
- 2 変更後の事業内容が確認できるよう、佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業実施要領第6第3項の規定に基づき、変更事業実施計画書（様式第1号の附表）を添付すること。

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金遂行状況報告書
区分：

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があつた令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金の遂行状況について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

月 日現在

区 分	総事業費	計 画		遂行状況		備 考
		補助事業に 要する経費 (円)	補 助 金 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補 助 金 (円)	

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金実績報告書
区分：

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 . . . 別紙1のとおり
- 3 事業計画の概要
- 4 事業の成果
- 5 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 6 収支精算 . . . 別紙1のとおり

(注) 別紙1については、補助金交付申請書(様式第1号)に準じて作成し、交付申請書、又は最終の変更承認申請書から変更があった場合は、変更前と変更後が比較できるよう二段書き(変更前を上段に括弧書き、変更後を下段)で記載すること。

様

令和 年度佐賀県ふる郷の木づくりプロジェクト事業費補助金年度終了実績報告書
区分：

記

- 1 事業年度終了実績報告（別紙1）
- 2 事業実施期間（当初）： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
（変更後）： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 3 その他

事業年度終了実績報告

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予算額	収入済額	繰越額	備考
補 助 金	円	円	円	
そ の 他				

(2) 支出の部

区 分	予算額	支出済額	繰越額	備考
補 助 金	円	円	円	
そ の 他				

2 事業別状況

区 分	交付決定内容		年度内遂行実績		進捗率 (B) / (A)	翌年度繰越分		備考
	事業費 (A)	補助金	事業費 (B)	補助金		事業費	補助金	
	円	円	円	円		円	円	

(注) 2 事業別状況の区分の欄は、別表 1 の区分及び事業主体ごとに内容を記載すること。

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付請求書
区分：

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった
令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金のうち、下記金額を交
付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業
費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額		金	円
内 訳	交 付 決 定 額	金	円
	交 付 済 額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円
	残 額	金	円

※ 別紙 1（請求額計算書）を添付すること。

（注） 概算払の場合の様式

(別紙 1)

請 求 額 計 算 書

区 分	事業主体	総事業費	事業費 (補助事業 に要する経 費)	交付決定額 (県補助金) A	既受領額 B		今回請求額 C		残額 A-(B+C)		事業完了 予定年月日	備 考
					金 額	出来高 B/A	金 額	月 日 まで予定 出 来 高 (B+C) /A	金 額	月 日 まで予定 出 来 高		

上記のとおり相違ないことを確認する。

令和 年 月 日

出来高確認者

所 属 名

職・氏名

- (注) 1 区分の欄は、別表1に掲げる区分を記載すること。
- 2 出来高確認者は、別表 1 の区分の 1 ～ 3 については、農林事務所職員、別表 1 の区分の 5 については一般社団法人佐賀県木材協会職員とする。
- 3 出来高確認者は、出来高（現地）を確認し、出来高を確認できる資料を添付すること。

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付請求書
区分：

令和 年 月 日付け 第 号により補助金額の確定の通知があつた令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

(注) 精算払の場合の様式

(様式第 8 号)

財 産 管 理 台 帳

事業主体名

施設名称		事業実施年度		令和 年度									
事 業 の 内 容				工 期		経 費 の 配 分			処分制限期間		処分の状況		摘 要
区 分	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事 業 量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総事業費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制限 年 月 日	承認年月日	処分の内容	
							県補助金	その他					
計													
合 計													

- (注) 1 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 「処分の内容」の欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
- 3 「摘要」の欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分「制限期間」欄及び「処分の状況」欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号により、補助金の額の確定通知があった令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金について、佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付要綱第 8 条 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 佐賀県補助金等交付規則第 1 3 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料及びその他参考資料を添付すること。